

滋 医 福 第 2417 号

令和6年（2024年）11月19日

応募者 各位

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長

（ 公 印 省 略 ）

令和6年度滋賀県小規模法人ネットワーク化協働推進事業費補助対象事業の公募について

日頃より本県の医療福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記事業を公募することとしましたので、補助金の交付を希望される場合は、下記により協議書を提出していただくようお願いします。

記

1. 事業名 令和6年度滋賀県小規模法人ネットワーク化協働推進事業費補助金
2. 提出書類 応募様式および添付資料
3. 提出期日 令和6年12月23日（月）※メール提出可
採択および内示は期日後に行います。
4. 提出先 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
5. 募集要領 次ページ以降に記載

[担当] 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係 宗 TEL：077-528-3597/FAX：077-528-4851 MAIL：kaigojinzai@pref.shiga.lg.jp
--

【補助の目的】

この補助金は、地域において、複数の社会福祉法人等が協働して実施する地域課題解決に向けた地域貢献の取組や、介護・福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、介護・福祉人材の確保等をはじめ、地域の福祉サービスの充実につなげることを目的とする。

【補助額】

以下の参画法人数に応じた額

5法人以下	1,500千円以内
6～9法人	2,500千円以内
10法人以上	4,000千円以内

【募集に当たっての狙い】

主に新たな取組の創出またはそのための試行や実証に係る取組に対して補助することによって、社会福祉法人等が協働して各地域の課題に対して主体的に取り組むことを促進するとともに、その取組が自走化し継続されるよう支援するもの。

そのため、採択した案件については、令和7年度も引続き補助の対象として予定する。
ただし、令和7年度の予算については議決されていないため補助およびその額を確約するものではない。

【採択数と選定基準】

応募のあった案件から2件を採択する。

選定に当たっては、当課において以下の各評価点を評価し、合計点が上位の2件を採択する。ただし、合計点が13点以下のものは採択しない。

なお、応募内容については当課から照会することがあるため予めご了承ください。

ア 実施主体にとって新たな取組であるかどうか。(5点～1点)

イ 実現可能かどうか。(5点～1点)

ウ より効果が見込まれるかどうか。(5点～1点)

エ 自走化に向けた計画となっているか。(5点～1点)

オ 介護・福祉人材の確保・定着の取組が含まれているかどうか。(5点または1点)

【留意点】

本事業においては、以下アに掲げる取組を必ず行った上で、地域の実情に応じて、イおよびウに掲げるような取組を行うものを対象とする。併せて、エに掲げる取組を行うことができるものとする。

また、本事業が他の地域の課題解決の参考になるよう、実施主体は取組の経過や効果などの情報公開に努めなければならないものとする。

ア 法人間連携プラットフォームの設置（※必須）

実施主体に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、プラットフォームに参画する法人（以下「参画法人」という。）の間に、地域課題に関する討議を行うとともに、以下のイからオに掲げる取組内容の企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状況の検証等を行うものとする。

プラットフォームの対象地域については、必ずしも本県の全域を対象としなければならないものではなく、実施主体において定める県内市町地域を対象とすることも差し支えない。なお、中学校区などの狭い範囲の取組は対象外とするので留意すること。

また、ここでいう小規模法人とは、一の法人において一の施設または事業所のみを運営しているような法人を指すものであり、プラットフォームには、可能な限りこうした法人を参画させなければならないものとするが、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、これに該当しない法人を参画させることも差し支えない。

このほか、参加法人については、営利法人や公益法人などの法人の種別や法人格の有無は問わないものであるほか、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、介護福祉士養成施設等の人材養成機関や保健医療機関など、介護サービス事業者以外の者を参画させることも差し支えない。

イ 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の例

- ・ 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業
- ・ 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援
- ・ 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり
- ・ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援
- ・ 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり
- ・ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- ・ 災害時要援護者に対する支援体制の構築 など

ウ 介護・福祉人材の確保・定着のための取組の例

- ・ 小中学生などの若年層におけるイメージ向上のための取組
- ・ 新規人材を確保するための広報や合同説明会の開催
- ・ 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施またはそのための体制整備
- ・ 適正な経営労務管理体制の構築または生産性向上や介護助手導入など、業務改善に関する専門家からの助言
- ・ 利用者の共同送迎や食事提供の一体実施など、サービス提供・事務処理体制の集約・共同化

- ・ 人事交流の推進 など

エ ICT技術の導入支援の例

プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、次に掲げるような新たに ICT 技術を活用して行う取組を推進する。

- ・ 地域住民等のための SNS 等を活用した相談支援の仕組みづくり
- ・ 単身高齢者に対する見守り等のための参画法人間のオンラインネットワークの仕組みづくり
- ・ オンラインによる地域住民等の共生の場づくり
- ・ オンラインによる参画法人の職員合同研修の実施
- ・ 労務管理システムの共同調達
- ・ 参画法人における ICT 技術の導入方法や活用方法に係る合同研修 など

オ その他本事業の目的を達成するため、必要と認められる取組